

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 8 月 20 日現在

機関番号：34437

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K01655

研究課題名(和文) 東ドイツにおけるスポーツ振興の理念・方策とその実現に関する研究

研究課題名(英文) A study of the implementation of sports promotion philosophy and measures in the German Democratic Republic

研究代表者

寶學 淳郎 (Hougaku, Atsurou)

大阪成蹊大学・教育学部・教授

研究者番号：70313822

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、東ドイツの政権政党SED、国家的機関などによって出されたスポーツ関係規定に示されるスポーツ振興の理念や方策が、どの程度まで実現されたのかを検討することにあった。本研究は、1949年から1960年までを中心とし、資料としては、東ドイツ時代の極秘文書を使用した。1960年以前、東ドイツは、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツにおいて会員数などで停滞し、競技スポーツにおいても西ドイツに劣っていた。スポーツ振興の理念や方策が実現できなかった理由は、児童・青少年スポーツにおける指導者不足、スポーツ団体の大衆スポーツ軽視、競技スポーツにおけるトレーナーの少なさなどであった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

主に東ドイツ時代極秘文書であった資料を分析した本研究によって、社会主義国家であった東ドイツが、1950年代前半から児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツなどを計画的、重点的に促進していたことや、1960年までは、スポーツ振興に関する事項がスポーツ関係規定に示されても、徹底して実行に移されるまでには時間がかかったものや、実現できなかったものがあったことなどが従来の研究より明らかとなった。後年スポーツで世界の注目を集めた東ドイツは、1957年までは、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツにおいて会員数などで停滞し、競技スポーツにおいても西ドイツに追いついていない状況にあった。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study was clarify to the extent of implementation of the sports promotion philosophy and measures prescribed in sports-related regulations issued by national institutions and the Sozialistische Einheitspartei Deutschlands (SED), a political party within the German Democratic Republic (GDR). In this study, I focused on the period between 1949 and 1960, using documents that were previously regarded as top secret by the GDR.

Before 1960, the GDR was stagnant in terms of membership in infant and youth sports and popular worker sports, and it was unable to keep up with the Federal Republic of Germany in competitive sports. The reasons why the philosophy and measures for sports promotion could not be realized were the shortage of leaders in children's and youth sports, the disregard for popular worker sports by sports organizations, and the lack of trainers in competitive sports etc.

研究分野：スポーツ史

キーワード：東ドイツ スポーツ史 スポーツ振興 スポーツ政策 社会主義国家 スポーツ関係規定

1. 研究開始当初の背景

本研究は、社会主義国家の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めたドイツ民主共和国（以下、東ドイツ）のスポーツ史を再構成するための基礎的研究である。社会主義国家を建設するために、東ドイツは政治、経済、教育などあらゆる面で統一的で計画的な政策を遂行してきたが、スポーツにおいても国家及びドイツ社会主義統一党（以下、SED）の強い関与があったと考えられる。社会主義体制の歴史は、まず理念が出され、それを「社会主義建設」という名で実現していた経緯があるので、社会主義国家におけるスポーツの分析には、理念と現実との関係を明らかにする作業は欠かせない。これは旧社会主義国家における建前と本音の区別をするというだけでなく、現存する社会主義の可能性と限界を明らかにするという重要な課題をも解くことになるからである。

2. 研究の目的

本研究では、ドイツ（以下、1990年以前は西ドイツ、1945年以前及び1990年以後はドイツ）再統一後20年以上を経た今、SED、国家的諸機関などによって出されたスポーツに関する諸規定（以下、スポーツ関係規定）に示されるスポーツ振興の理念や方策がどの程度まで実現されたのか、それがどのように変容したのかを、東ドイツが建国した1949年から1970年までの時期を中心に、ドイツ連邦公文書館所蔵資料を手懸りに明らかにするものである。

3. 研究の方法

ドイツ連邦公文書館と連絡をとった結果、東ドイツスポーツ史関係資料の中で、1952年から1970年まで東ドイツスポーツ分野の最高統括機関であった国家身体文化・スポーツ委員会（以下、国家委員会）の関係資料（以下、DR5文書）の目録シートがインターネットで公開していることを知り、目録シートをすべてダウンロードし、目録シートを作成した。それらを分析した結果、DR5文書だけで3800以上と膨大であること、大きくは国家委員会及び内閣官房の指導と組織、計画と報告、スポーツ種目・領域の促進など、8項目に分類されていることなどを確認した。これらのDR5文書をすべて入手、分析することは困難と判明したので、本研究では、東ドイツのスポーツ振興にかかわる理念や方策を綿密に分析するために主資料としては、東ドイツの単年のスポーツ促進計画である「スポーツ計画」（1953-1956年）や単年の「身体文化・スポーツ促進訓令」（1958-1960年）を、東ドイツのスポーツ状況を分析するための主資料としては、「1956年の民主的スポーツ促進運動発展に関する報告」などの「報告」を入手、分析した。「スポーツ計画」「報告」などは東ドイツ時代極秘文書であり、従来の研究では触れられていないが、国家委員会の会議等で論議され、包括的な内容を含んでいることから、同国のスポーツ振興の理念・方策とその実態を解明する資料として重要と考えられる。

2018年4月に大学を異動したことなどによって研究時間が少なくなり、2020年以後は新型コロナウイルスの感染拡大によって、ドイツでの資料確認やドイツの研究者との交流ができなくなった。そのため、2018年以後は1960年までに研究時期を限定して資料を収集し、分析を行った。

4. 研究成果

研究期間内に、本研究では、主に東ドイツ時代極秘文書であったDR5文書を分析することによって、東ドイツが建国した1949年から1960年までの同国のスポーツ振興の理念・方策とその実現の一端を解明できたと考えている。明らかになったことのなかで、特に次が重要と考えられる。

(1)東ドイツで最初のスポーツのみを取り扱った主なスポーツ関係規定である「SED中央委員会の決議」(1951年)では、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった領域はまだ明確に区分されていないが、国家委員会によって1953年以後出された「スポーツ計画」では、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツ、イデオロギー教育、スポーツ科学、国際的運動、専門家育成、スポーツ器材・開発、スポーツ建造物と投資、財政、宣伝運動という項目で構成されていることが明らかとなった。これらの項目の多くが、1956年以後国家委員会によって出された中長期的で総合的な内容を有する3つの訓令に受け継がれていることから、東ドイツスポーツ政策の主要な関心事は1950年代前半から継続してこれらの事柄にあったことが窺える。

(2)東ドイツ建国初期に出された「青少年法」「SED中央委員会の決議」とは異なり、スポーツ分野のみを対象とし且つ却つて拘束力を持つ「閣議評議会の決定」(1956年)の特徴の一つは、ノルマや重点促進種目が設定され、東ドイツが経済計画と同様にスポーツ分野も計画的、重点的に促進しようとしていることにあるが、同決定以前の「スポーツ計画」においてすでにそれらがみられ、1950年代前半からの東ドイツにおける計画的、重点的なスポーツの促進が窺える。

(3)主なスポーツ関係規定からは、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ以上の競技スポーツの重視が窺えるが、東ドイツスポーツの状況を示した「報告」においても、競技スポーツの拠点となるスポーツクラブへの多額の出資などが記され、東ドイツにおける早期からの競技スポーツ重視が窺える。

(4)スポーツ計画においてもイデオロギー教育の強化が重視されていることなどから、1950年代前半も東ドイツがソビエトをモデルとしてスポーツを促進しようとしていることが窺える。しかし、第二次世界大戦以前のドイツやソビエトにみられない学校スポーツ共同体の重視など、1956年の「スポーツ計画」には東ドイツスポーツの独自性も窺える。

(5)「報告」をみる限り、1957年まで、東ドイツは児童・青少年スポーツ、大衆スポーツにおいて会員数などで停滞し、競技スポーツにおいても西ドイツに追いついていない状況にあったことが窺える。

(6)主なスポーツ関係規定や「スポーツ計画」は、「報告」においてスポーツ振興の基礎と記されていることなどから、東ドイツにおけるスポーツ振興に一定の影響を及ぼしたと考えられる。しかし、「報告」には、「閣議評議会の決定」や1956年「スポーツ計画」で明記されている学校スポーツ共同体などに関する記述はなく、この当時の東ドイツではスポーツに関する事項がスポーツ関係規定に規定されても、それを徹底して実行に移すまでには時間がかかったことが窺える。また、「報告」には、スポーツ振興の理念・方策が実現できなかった理由について、大衆スポーツにおける労働組合のスポーツ団体の側からの働きかけのなさ、児童・青少年スポーツにおける指導者の不足、西ドイツより低い競技力、競技スポーツの若干の種目におけるトレーナーの割合の低さ、スポーツ教員、運動指導者の養成の遅れ、十分でない資金調達などが明確に記されている。このこととも関連するが、「報告」からは1950年4月からの「ソビエトをモデル」とした労働組合を中心としたスポーツ組織の再編が東ドイツにおいてうまく機能していないことが窺える。

(7)1958年以後の「身体文化・スポーツ促進訓令」からは、1957年以後は1957年に設立さ

れたドイツツルネン・スポーツ連合に、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツ、専門家の育成、財政などに関して多くの役割が与えられ、ドイツツルネン・スポーツ連合を中心とした東ドイツにおけるスポーツシステムの構築が窺える。また、「身体文化・スポーツ促進訓令」には、スポーツ共同体の拡大なども記されている。

公にした主な研究成果の概要は、以下の通りである。

(1) 論文

竇學淳郎 (2017) 旧東ドイツスポーツ関係者の言説 インタビュー調査を中心に - (概要) 本研究では、ドイツ再統一 20 年の時を経て、旧東ドイツスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを検討した。結果、東ドイツのスポーツ共同体の状況、トレーナーの活動、ドーピングの状況、東ドイツのスポーツシステムやスポーツ関係規定の変容など、従来我々が知ることのなかった内容なども明らかになった。

竇學淳郎 (2017) 私の東ドイツスポーツ史研究 (概要) 体育史学会からの招待を受け、過去 25 年以上の東ドイツスポーツ史研究に基づき、主に研究方法論を中心に「私の東ドイツスポーツ史研究」というテーマで講演した。社会主義国家であった東ドイツのスポーツ史を再構成するためには、スポーツ振興の理念・方策と現実の差異を検証する必要性があることや、旧東ドイツスポーツ関係者の語るものを知る必要性があることなどを指摘した。本稿はそれをまとめたものである。

Atsurou Hougaku, Mutsuko Okuda (2019) (概要) 1970 年代のドイツのスポーツ政策を、ドイツ連邦政府スポーツ報告書を手懸りに検討した。結果、報告書からは、1970 年代の連邦及び関係各省等のスポーツ政策の内容、スポーツ支援を協力的、円滑に行うための組織づくり、ヨーロッパスポーツ代表者会議、ユネスコ会議等の国際会議における連邦の対応、西側諸国との協調などが明らかとなった。

竇學淳郎 (2020) 1949 年から 1957 年までの東ドイツにおけるスポーツ振興の理念・方策とその実現に関する研究 (概要) 東ドイツにおいて政権政党であった SED、国家的機関などによって出されたスポーツ関係規定に示されるスポーツ振興の理念や方策が、どの程度まで実現されたのかを検討した。結果、1957 年までの東ドイツでは、スポーツ振興に関する事項がスポーツ関係規定に示されても、徹底して実行に移されるまでには時間がかかったものや、実現できなかったものがあつたことなどが明らかとなった。

(2) 発表

竇學淳郎 (2016) 私の東ドイツスポーツ史研究 (招待講演) (概要) 体育史学会からの招待を受け、過去 25 年以上の東ドイツスポーツ史研究に基づき、主に研究方法論を中心に「私の東ドイツスポーツ史研究」というテーマで講演した。社会主義国家であった東ドイツのスポーツ史を再構成するためには、スポーツ振興の理念・方策と現実の差異を検証する必要性があることや、旧東ドイツスポーツ関係者の語るものを知る必要性があることなどを指摘した。

竇學淳郎 (2016) 1970 年代のドイツのスポーツ政策に関する研究：連邦政府スポーツ報告書を手懸りにして (概要) 1970 年代のドイツのスポーツ政策を、ドイツ連邦スポーツ報告書を手懸りに検討した。結果報告書からは、1970 年代の連邦及び関係各省等の

スポーツ政策の内容、スポーツ支援を協力的、円滑に行うための組織づくり、ヨーロッパスポーツ代表者会議、ユネスコ会議等の国際会議における連邦の対応、西側諸国との協調などが明らかとなった。

寶學敦郎 (2017.)旧東ドイツスポーツ関係者の言説:インタビュー調査を中心に(概要)本研究では、ドイツ再統一 20 年の時を経て、旧東ドイツスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを検討した。結果、東ドイツのスポーツ共同体の状況、トレーナーの活動、ドーピングの状況、東ドイツのスポーツシステムやスポーツ関係規定の変容など、従来我々が知ることのなかった内容なども明らかになった。

寶學淳郎 (2018) 1950 年代前半における東ドイツスポーツ政策に関する研究:スポーツ計画(1953-1955 年)の内容と特徴を中心に(概要)ドイツ連邦公文書館において発掘した従来の研究で使用されていない 1953 年から 1955 年に国家委員会会議等で使用された「スポーツ計画」に注目し、その構成、内容、特徴などを検討した。結果、これらのスポーツ計画の項目が、1956 年以降の国家委員会の中長期的な訓令の項目と類似していること、東ドイツが、1950 年代前半から、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツを計画的、重点的に促進しようとしていることなどがより明らかとなった。

寶學淳郎 (2018.)「閣僚議会の決定」(1956 年)以前の東ドイツにおける年度スポーツ計画の内容と特徴(概要)ドイツ連邦公文書館に所蔵されている 1953 年から 1956 年に国家委員会会議等で使用された「スポーツ計画」に注目し、その内容、特徴を、東ドイツの主なスポーツ関係規定と比較検討した。結果、「スポーツ計画」においてもイデオロギー教育の強化が重視されていることなどから、1950 年代前半も東ドイツがソビエトをモデルとしてスポーツを促進しようとしていることが窺える一方で、第二次世界大戦以前のドイツやソビエトにみられない学校スポーツ共同体の重視など、1956 年の「スポーツ計画」からは東ドイツスポーツの独自性も窺えた。

寶學淳郎 (2019.)1956 年末の東ドイツスポーツの状況:「1956 年の民主的スポーツ促進運動発展に関する報告」の分析を中心として(概要)従来の東ドイツスポーツ史研究では、東ドイツスポーツの実態が十分に明らかにされていない。本研究では、東ドイツ時代極秘文書であった「1956 年の民主的スポーツ促進運動発展に関する報告」を分析し、1956 年末の東ドイツスポーツの状況を検討した。「報告」からは、1956 年末まで、東ドイツは児童・青少年スポーツ、大衆スポーツにおいて会員数などで停滞し、競技スポーツにおいても西ドイツに追いついていない状況にあったことなどが窺えた。

寶學淳郎 (2019.)東ドイツにおけるスポーツ振興の理念・方策とその実現に関する研究

1956 年末のスポーツの状況(概要)東ドイツにおいて政権政党であった SED、国家的機関などによって出されたスポーツ関係規定に示されるスポーツ振興の理念や方策が、どの程度まで実現されたのかを 1957 年までを中心に検討した。結果、1957 年までの東ドイツでは、スポーツ振興に関する事項がスポーツ関係規定に示されても、徹底して実行に移されるまでには時間がかかったものや、実現できなかったものがあったことなどが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Atsurou Hougaku Mutsuko Okuda	4. 巻 55
2. 論文標題 Germany 's Sports Policies During the 1970s : As Seen in the Federal Government 's Sports Reports	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 北陸体育学会紀要	6. 最初と最後の頁 1 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 竇學淳郎	4. 巻 3
2. 論文標題 旧東ドイツスポーツ関係者の言説：インタビュー調査を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 東北アジア体育・スポーツ史研究	6. 最初と最後の頁 15 26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 竇學淳郎	4. 巻 34
2. 論文標題 私の東ドイツスポーツ史研究	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 体育史研究	6. 最初と最後の頁 77 89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 竇學淳郎	4. 巻 5
2. 論文標題 1949年から1957年までの東ドイツにおけるスポーツ振興の理念・方策とその実現に関する研究	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東北アジア体育・スポーツ史研究	6. 最初と最後の頁 1 11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 寶學淳郎
2. 発表標題 東ドイツにおけるスポーツ振興の理念・方策とその実現に関する研究－1956年のスポーツ状況
3. 学会等名 東北アジア体育・スポーツ史学会第13回大会（台湾、台東大学）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 寶學淳郎
2. 発表標題 「閣僚評議会の決定」（1956年）以前の東ドイツにおける年度スポーツ計画の内容と特徴
3. 学会等名 日本体育学会第68回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寶學淳郎
2. 発表標題 1956年末の東ドイツスポーツの状況：「1956年の民主的スポーツ運動発展に関する報告」の分析を中心として
3. 学会等名 平成30年度筑波大学体育・スポーツ史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 寶學淳郎
2. 発表標題 1950年代前半における東ドイツスポーツ政策に関する研究：スポーツ計画(1953-1955年)の内容と特徴を中心に
3. 学会等名 平成29年度筑波大学体育・スポーツ史研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 竇學淳郎
2. 発表標題 私の東ドイツスポーツ史研究
3. 学会等名 体育史学会第5回大会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 竇學淳郎
2. 発表標題 1970年代のドイツのスポーツ政策に関する研究：連邦政府スポーツ報告書を手懸りにして
3. 学会等名 日本体育学会第67回大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 竇學淳郎
2. 発表標題 旧東ドイツスポーツ関係者の言説：インタビュー調査を中心に
3. 学会等名 平成28年度筑波大学体育・スポーツ史研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------